

令和6年度トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査 助成事業 交付要綱

令和6年3月26日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）患者の早期発見と適切な治療及びSAS治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理等を通じて良質な睡眠を確保し、健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的とし、青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）及び青森県内に拠点を置き安全性優良事業所と認定された事業所（以下「優良事業者」という。）の運転者が行うトラックドライバーに対するSASスクリーニング検査実施の促進を図るため助成金を交付する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、1,800,000円とする。

(資格・要件)

第3条 青ト協は、会員事業者及び優良事業者（以下「事業者」という。）が第4条に定める指定検査・医療機関に自社の運転者のSASスクリーニング検査を受診させた時に助成する。

(指定検査・医療機関)

第4条 SASスクリーニング検査を実施する検査・医療機関は別に定める「トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査を行う検査・医療機関の指定に関する規程」に基づき、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が指定する。

(助成対象の検査)

第5条 助成対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）及び第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）とする。

(助成額)

第6条 検査の助成金額は、1人につき5,000円（定額）とする。

(助成枠)

第7条 1事業者当たりの助成枠は、令和6年4月1日現在において青ト協が把握する保有車両数の2分の1（端数切上げ）かつ30人を上限とする。

(事前申込期間)

第8条 申請受付は、原則として、令和6年4月1日から12月末日までとする。

(助成適否の事前確認)

第9条 事業者は、前条に定める期間内に、助成適用の可否について、指定医療機関へ受診を行う前に「スクリーニング検査事前申込書」を青ト協に提出し確認を受けなければならない。

(検査の予約と申込み)

第10条 前条の確認を受けた事業者は、「スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】(以下「事前申込書」という。)」を、青ト協に提出するものとする。

- 2 事前申込書を提出した事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第11条 事業者及びスクリーニング検査申込者(以下「申込者」という。)は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-2】(以下「申込書兼委任状」という。)」に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管するものとする。

- 2 事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付するものとする。
- 3 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう充分注意しなければならない。

(助成金の支払請求)

第12条 事業者は、受診予定者全員の検査終了後「スクリーニング検査実績報告書(助成金交付請求書)【様式1-3】(以下「実績報告書」という。)」と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを添付し、青ト協に提出するものとする。

- 2 前項の実績報告書提出は、令和7年2月末日までとする。

(助成金の交付)

第13条 青ト協は、前条により助成金の請求があった時には、その内容を審査し、条件に適合すると認めた場合は、助成金を交付する。ただし、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者は、会費の滞納がある場合には助成金を交付しないものとする。

(助成金の返還)

第14条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、青ト協が行う助成事業すべ

てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(検査の結果報告)

第 15 条 事業者は、第 10 条に規定する助成金の支払請求の後、S A Sスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から全ト協に報告するものとする。

(その他必要な事項)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。

全ト協指定検査・医療機関

◆ NPO法人睡眠健康研究所

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-25-16

TEL 03-5355-9941 FAX 03-5355-9956

URL <http://sleep.umin.jp>

◆ NPO法人ヘルスケアネットワーク

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

大阪府トラック総合会館3階

TEL 06-6965-3666 FAX 06-6965-5261

URL <http://sas.ochis-net.jp>

◆ 一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2-5

全日本トラック総合会館2階

TEL 03-3359-9010 FAX 03-3356-5454

URL <http://www.sas-support.or.jp>

青ト協指定検査・医療機関

◆ 八戸西健診プラザ

〒039-1103 青森県八戸市長苗代中坪74-1

TEL 0178-21-1717 FAX 0178-29-4365

URL <https://www.sg-plaza.jp/>